

平成21年度から多子世帯の保育所(園)及び幼稚園保育料が軽減されます。

大崎町では、更なる子育て支援策といたしまして、平成21年度から満18歳未満の児童を3人以上養育している世帯(多子世帯)で、年長者から3人目以降に該当する児童の幼稚園及び保育所(園)保育料を次のとおり軽減いたします。

保育所多子世帯保育料等軽減事業

- 1) 該当児童の要件
 - ① 保育所に入所している児童。
 - ② 満18歳未満の児童(ただし、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間を含む。)を3人以上養育している世帯で、年長者から3人目以降に該当する児童。
 - ③ 前年分の所得税額が40,000円未満(住宅取得控除前の所得税額)の世帯に属する児童。
- 2) 軽減額
 - ① 1人入所又は2人以上同時入所の1人目
現保育料の1/3を軽減
 - ② 2人以上同時入所における2人目
現保育料(保育料の1/2)を更に1/2を軽減

注) 保育所多子世帯保育料等軽減事業は、町県民税が確定後(6月)に実施し、該当世帯からの申請書を受理後、4月分の保育料から適用いたします。

軽減された保育料の差額は7月分からの保育料に充当し、7月以降は充当残及び軽減事業後の保育料を課料します。

【お問い合わせ先】 大崎町役場 保健福祉課 児童係 TEL 476-1111 (内線 145・146)

私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業

- 1) 該当児童の要件
 - ① 幼稚園就園奨励費補助金の受給対象者となっている児童。
 - ② 満18歳未満の児童(ただし、18歳に達する日以降最初の3月31日までの間を含む。)を3人以上養育している世帯で、年長者から3人目以降に該当する児童。
 - ③ 前年分の所得税額が40,000円未満(住宅取得控除前の所得税額)の世帯に属する児童。

2) 軽減額

算式 $B + (A - B) \times \text{表1の該当園児の就園補助金の区分に応じた助成率}$

算式の符号

A 幼稚園の保育料等

B 就園補助金に係る国庫補助限度額

表1

	区分	助成率
兄・姉が幼稚園児の場合	第1子	1/3
	第2子	1/2
	第3子以降	—
兄・姉が小学校1～3年生の場合	第2子	1/3
	第3子以降	—

詳しいことについては、下記へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 大崎町教育委員会 管理課 庶務係 TEL 476-1111 (内線 404)